

議案第56号

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更に伴う協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３第１項の規定により、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて協議する。

令和６年　　月　　日

大田原市長　　相　馬　憲　一

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年栃木県指令市町村第８６４号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附　則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。